定期預金規定集

定期預金共通規定

１．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳または証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

（2025 年 4 月 1 日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）

２．（預金の解約、書替継続）

（１）この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除く、満期日前の解約はできません。

（２）この預金を全部または一部を解約するときまたは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものにかぎります。

なお、2025 年 4 月 1 日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。書替継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。

３．（口座の閉鎖）

通帳取引に関し、前月末口座残高０円の期間が６ヶ月経過後の１．４．７．１０月の第２日曜日に、当該通帳の預金口座を閉鎖します。なお、口座閉鎖に関する通知は行いません。

以　上

期日指定定期預金規定

※2024 年 10 月 1 日より新規取扱中止

１．（預入れの最低金額）

この預金の預入れは１口１００円以上とします。ただし通帳式での預入れのときは必ず通帳を持参してください。

２．（預金の支払時期等）

（１）この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

（２）満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（通帳または証書記載の据置期間満了日）から通帳または証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

（３）満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

（４）指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた

利率によって１年複利の方法で計算しこの預金とともに支払います。

①１年以上２年未満　　通帳または証書記載の「２年未満」の利率

②２年以上　　通帳または証書記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」という。）

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①６か月未満　　解約日における普通預金の利率

②６か月以上１年未満　　２年以上利率×４０％

③１年以上１年６か月未満　　２年以上利率×５０％

④１年６か月以上２年未満　　２年以上利率×６０％

⑤２年以上２年６か月未満　　２年以上利率×７０％

⑥２年６か月以上３年未満　　２年以上利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　上

自動継続期日指定定期預金規定

※2024 年 10 月 1 日より新規取扱中止

１．（預入れの最低金額）

この預金の預入れは１口１００円以上とします。ただし通帳式での預入れのときは必ず通帳を持参してください。

２．（自動継続）

（１）この預金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

（３）継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

３．（預金の支払時期等）

（１）この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

①満期日の指定があったときは，指定された日を満期日とします。

満期日は，この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（通帳または証書記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の１年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは，当店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは，１万円以上の金額で指定してください。

②継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

（２）指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

（３）継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

４．（利息）

（１）この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算します。

①１年以上２年未満　　通帳または証書記載の「２年未満」の利率

②２年以上　　通帳または証書記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」という。）

（２）継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

（３）継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

（４）指定された満期日から１か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（５）この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①６か月未満　　解約日における普通預金の利率

②６か月以上１年未満　　２年以上利率×４０％

③１年以上１年６か月未満　　２年以上利率×５０％

④１年６か月以上２年未満　　２年以上利率×６０％

⑤２年以上２年６か月未満　　２年以上利率×７０％

⑥２年６か月以上３年未満　　２年以上利率×９０％

（６）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　上

自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期規定）

１．（預金の支払時期）

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型２年定期預金（M型)」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

Ａ　現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

Ｂ　預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

Ｃ　定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解　約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①６か月未満　　解約日における普通預金の利率

②６か月以上５年未満　　預入日から解約日まで、自由金利型定期預金（M 型）に預入した場合に適用する預入日における当行所定の利率×７０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

３．（中間利息定期預金）

（１）中間利息定期預金の利息については、第２条の規定を準用します。

（２）中間利息定期預金については、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または、中間利息定期

預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

以　上

自動継続自由金利型定期預金（M 型）規定（自動継続スーパー定期規定）

１．（自動継続）

（１）この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については第１条第２項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は､継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型２年定期預金（M型)」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

（２）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②自動継続自由金利型２年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

Ａ　預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

Ｂ　中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型２年定期預金（M型）に継続します。

③預入日の２年後の応当日の翌日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

（３）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

（４）この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①６か月未満　　解約日における普通預金の利率

②６か月以上５年未満　　預入日から解約日まで、自由金利型定期預金（M 型）に預入した場合に適用する預入日における当行所定の利率×７０％

（５）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

３．（中間利息定期預金）

（１）中間利息定期預金の利息については、第２条の規定を準用します。

（２）中間利息定期預金については、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

以　上

自由金利型定期預金（M 型）複利型規定（スーパー定期複利型規定）

１．（預金の支払時期）

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①６か月未満　　解約日における普通預金の利率

②６か月以上５年未満　預入日から解約日まで、自由金利型定期預金（M 型）に預入した場合に適用する預入日における当行所定の利率×７０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　上

自動継続自由金利型定期預金（M 型）複利型規定

１．（自動継続）

（１）この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については第１条第２項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

（２）継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（３）この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①６か月未満　　解約日における普通預金の利率

②６か月以上５年未満　預入日から解約日まで、自由金利型定期預金（M 型）に預入した場合に適用する預入日における当行所定の利率×７０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　上

自由金利型定期預金規定

１．（預金の支払時期）

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

Ａ　現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

Ｂ　預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①６か月未満　　解約日における普通預金の利率

②６か月以上５年未満　　預入日から解約日まで、自由金利型定期預金に預入した場合に適用する預入日における当行所定の利率×７０％

（４）この預金の付利単位は１００円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　上

自動継続自由金利型定期預金規定

１．（自動継続）

（１）この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率についての別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については第１条第２項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

①預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

（２）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

（３）継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（４）この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継 続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①６か月未満　　解約日における普通預金の利率

②６か月以上５年未満　　預入日から解約日まで、自由金利型定期預金に預入した場合に適用する預入日における当行所定の利率×７０％

（５）この預金の付利単位は１００円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　上

変動金利定期預金規定

※2024 年 10 月 1 日より新規取扱中止

１．（預金の支払時期）

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に率変更時の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により設定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の設定方式により算出される利率に一定の利率の上乗せ（または控除）を行うことを別に定めたときは、その定めによるものとします。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および通帳または証書記載の中間利払利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率に７０％ を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

Ａ　現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

Ｂ　預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および通帳または証書記載の利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合の利息は次のとおり支払います。

①預入日の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額なら

びに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

Ａ　預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ａ　６か月以上１年未満　　約定利率×５０％

ｂ　１年以上３年未満　　約定利率×７０％

Ｂ　預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ａ　６か月以上１年未満　　約定利率×４０％

ｂ　１年以上１年６か月未満　　約定利率×５０％

ｃ　１年６か月以上２年未満　　約定利率×６０％

ｄ　２年以上２年６か月未満　　約定利率×７０％

ｅ　２年６か月以上３年未満　　約定利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　上

自動継続変動金利定期預金規定

※2024 年 10 月 1 日より新規取扱中止

１．（自動継続）

（１）この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、この預金の利率を算定するために基準とする所定の預金の継続時の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続時における 当行所定の利率を加える方式により設定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の設定方式により算出される利率に一定の利率を上乗せ（または控除）を行うことを別に定めたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。２．および３．（１）において同じ。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月　　ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入日にこの預金の利率を算定するために基準とした所定の預金の利率変更時の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により設定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の設定方式により算出される利率に一定の利率の上乗せ（または控除）を行うことを別に定めたときは、その定めによるものとします。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および通帳または証書記載の中間利払利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率に７０％ を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第３位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および通帳または証書記載の利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最 後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

（２）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（３）この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合の利息は次のとおり支払います。

①預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

Ａ　預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ａ　６か月以上１年未満　　約定利率×５０％

ｂ　１年以上３年未満　　約定利率×７０％

Ｂ　預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ａ　６か月以上１年未満　　約定利率×４０％

ｂ　１年以上１年６か月未満　　約定利率×５０％

c　１年６か月以上２年未満　　約定利率×６０％
d　２年以上２年６か月未満　　約定利率×７０％
e　２年６か月以上３年未満　　約定利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　上

変動金利定期預金複利型規定

※2024 年 10 月 1 日より新規取扱中止

１．（預金の支払時期）

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入日にこの預金の利率を算定するために基準とした所定の預金の利率変更時の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により設定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の設定方式により算出される利率に一定の利率の上乗せ（または控除）を行うことを別に定めたときは、その定めによるものとします。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①６か月未満　　解約日における普通預金の利率
②６か月以上１年未満　　約定利率×４０％
③１年以上１年６か月未満　　約定利率×５０％
④１年６か月以上２年未満　　約定利率×６０％
⑤２年以上２年６か月未満　　約定利率×７０％
⑥２年６か月以上３年未満　　約定利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　上

自動継続変動金利定期預金複利型規定

※2024 年 10 月 1 日より新規取扱中止

１．（自動継続）

（１）この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、この預金の利率を算定するために基準とする所定の預金の継続時の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続時における当行所定の利率を加える方式により設定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の設定方式により算出される利率に一定の利率の上乗せ（または控除）を行うことを別に定めたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。２．および３．（１）において同じ。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入日にこの預金の利率を算定するために基準とした所定の預金の利率変更時の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により設定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の設定方式により算出される利率に一定の利率の上乗せ（または控除）を行うことを別に定めたときは、その定めによるものとします。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記１．（２）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方式により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

（２）継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（３）この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①６か月未満	解約日における普通預金の利率
②６か月以上１年未満	約定利率×４０％
③１年以上１年６か月未満	約定利率×５０％
④１年６か月以上２年未満	約定利率×６０％

⑤２年以上２年６か月未満　　約定利率×７０％

⑥２年６か月以上３年未満　　約定利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　上